

二 酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令案要綱

## 第一 総則

一 この政令は、貯留権等（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号。以下「法」という。）第二十五条第一項に規定する貯留権等をいう。）の登録（試掘権（法第二条第八項に規定する試掘権をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）に関し必要な事項を定めるものとする事。

（第一条関係）

二 この政令における用語の意義を定めるものとする事。

（第二条関係）

三 第一の一の登録は、経済産業大臣が行うものとする事。

（第三条関係）

## 第二 試掘権登録簿

一 試掘権に関する貯留権等登録簿は、試掘権登録簿とし、これを経済産業省に備えるものとする事。

（第六条関係）

二 登録記録は、表題部及び権利部に区分して作成するものとする事。

（第九条関係）

## 第三 登録手続

一 登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができないものとする事。 (第十二条第一項関係)

二 登録を申請する者（以下「申請人」という。）は、試掘権を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登録の目的その他の登録の申請に必要な事項として経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならないものとする事。 (第十三条関係)

三 経済産業大臣は、その登録をすることによって申請人自らが登録名義人となる場合において、当該登録を完了したときは、経済産業省令で定めるところにより、速やかに、当該申請人に対し、当該登録に係る登録済証を交付しなければならないものとする事。 (第十六条第一項関係)

四 登録権利者及び登録義務者が共同して登録の申請をする場合その他登録名義人が経済産業省令で定める登録の申請をする場合には、申請人は、その申請書と併せて登録義務者（当該経済産業省令で定める登録の申請にあつては、登録名義人）の登録済証を提出しなければならないものとする事。ただし、申請人が登録済証を提出することができないことにつき正当な理由がある場合は、この限りでないものとする事。 (第十七条関係)

五 経済産業大臣は、申請書に記載した試掘権が登録記録と合致しないとき等には、理由を付した決定で、登録の申請を却下しなければならないものとする。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、経済産業大臣が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでないものとする。 (第二十条関係)

六 表題部の登録事項は、許可試掘区域（法第十四条第二項第二号に規定する許可試掘区域をいう。）等とすること。 (第二十二条第一項関係)

七 権利部の登録事項は、試掘権の権利者の氏名等とすること。 (第二十二条第二項関係)

八 登録の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録権利者及び登録義務者が共同してしなければならないものとする。 (第二十三条関係)

#### 第四 試掘権に関する登録

一 試掘権の設定の登録は、試掘権の設定を受けた者又はその者から法人の合併その他の一般承継により試掘権を取得した者等以外の者は、申請することができないものとする。 (第三十五条関係)

二 経済産業大臣は、法第十九条第一項から第三項までの規定により試掘の許可を取り消したとき等に該

当するときは、職権で、試掘権の登録の抹消又は変更の登録をしなければならないものとする。

(第三十八条関係)

## 第五 信託等に関する登録

一 信託の登録の登録事項は、第三の七のほか、委託者、受託者及び受益者の氏名等とするものとする。

(第三十九条第一項関係)

二 仮登録は、試掘権の設定、移転、変更又は消滅に関して請求権（始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することが見込まれるものを含む。）を保全しようとするとき等に行うことができるものとする。

(第四十八条関係)

三 試掘権について民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録がされた後、当該処分禁止の登録に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登録義務者とする試掘権の登録（仮登録を除く。）を申請する場合には、当該債権者は、当該処分禁止の登録に後れる登録の抹消を単独で申請することができるものとする。

(第五十四条第一項関係)

## 第六 登録事項の証明等

何人も、経済産業大臣に対し、手数料を納付して、登録記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を請求することができるもの等とすること。  
(第五十五条関係)

## 第七 附則

一 この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月十八日）から施行するものとする。  
(附則第一項関係)

二 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）について所要の改正を行うものとする。  
(附則第二項関係)